

2023年度「グリーンイノベーション基金事業／次世代型太陽電池の開発プロジェクト」③次世代型太陽電池実証事業

No	公募要領における 該当項目・内容	問	答	
説明会時	GI-PV-1	2(6)提案内容に関する留意事項	ユーザー企業との連携をする限りコンソーシアムの組成は必ずしも必須の応募要件ではないと考えてよいか。	公募説明会資料P.10のタイプ1またはタイプ2のようなコンソーシアムを組成することを必須とします。 ただし複数の実証案件がある場合に、タイプ3や4の案件が含まれることは妨げません。
	GI-PV-2	2(6)提案内容に関する留意事項	太陽電池メーカーが委託先とコンソーシアムで応募する場合、委託先はグループ企業でも問題ないか。	別会社であればグループ企業も委託先として認めます。
	GI-PV-3	2(6)提案内容に関する留意事項	「研究開発・社会実装計画「2. 目標」に示した中間目標を満たす性能の電池を活用すること」とあるが、実証の段階では、目標値に達成していない電池でも実証に使うことは可能か。	「2025年度に発電コスト20円/kWh達成の目途を示すこと」とあり、その実力を持った太陽電池で実証していただくことを想定しています。ただし、最新の実績と目標達成のための具体的な計画に妥当性があると判断された場合は可能です。
	GI-PV-4	3. 応募要件	研究開発②をやっている場合、②を終了してから③の事業か、②と③を同時に行うことは可能か。	研究開発②を行っている事業者でも、②の終了の目途があれば、③への応募は可能です（②と③を同時に行うことも可能）。
	GI-PV-5	3. 応募要件	メーカー企業は同じで実証するユーザー企業が複数に分かれる場合、時期がずれるので、複数回応募することを考えているが、メーカー企業が1つ場合、最初にすべて申請する必要があるのか、複数に分けて応募することは可能か。	実証開始時期がずれるだけであれば最初から申請に含めてください。メーカーは同じで、あとから実証のために別のユーザー企業が追加される可能性があるということであれば、直接助成を受けるためには公募が必要となるので、事前にご相談ください。
	GI-PV-6	8(3)交付及び助成事業の事務処理等について	実証試験で比較検証のための結晶Si太陽電池の費用は含めてよいか。	事業目的のために必要と認められれば含まれます。比較検証は事業目的の達成に役立たせるためであり、ペロブスカイトとSiの単なる比較ではありませんので、実証の内容についてはその点を十分留意ください。
	GI-PV-7	8(3)交付及び助成事業の事務処理等について	③の助成金で購入した生産設備を社会実装のための生産活動に使うことはNEDOの定義する目的に合致するか。生産活動に使って問題ないか。	今回のGI事業のペロブスカイト太陽電池の社会実装のために使うのであれば、目的内使用となり問題ありません。
	GI-PV-8	8(3)交付及び助成事業の事務処理等について	実証先の企業が助成先あるいは委託先である場合、発電分を自家消費しても問題ないか。	自家消費は問題ありません。ただし売電収入があれば納付していただくことになります。
	GI-PV-9	8(3)交付及び助成事業の事務処理等について	事業終了後に企業がその事業を打ち切った場合、インセンティブはどうなるのか。	事業終了後最低3年間は研究および社会実装のための活動を継続することを条件としてインセンティブをお支払いするため、3年以内に本件のペロブスカイト事業から撤退する場合は、お支払いしたインセンティブをルールに基づいて返還していただきます。
説明会后	GI-PV-10	2(6)提案内容に関する留意事項	異なるPVメーカーが組成する複数のコンソーシアムに同じユーザー企業が入ることは可能か。	複数のコンソーシアムに同じ企業が入ることは可能ですが、研究開発内容が重複しないようにしてください。
	GI-PV-11	2(6)提案内容に関する留意事項	コンソーシアムに入るには、ユーザー企業からPVメーカーに問い合わせるのか、PVメーカーからの招待を待つのか。	PVメーカーとの連携の方法について、NEDOから特に制限や指定を行なうものではありません。
	GI-PV-12	8(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	マネジメントシートは、コンソーシアム参加の全企業が毎年度提出するののか。	マネジメントシートはNEDOからの直接助成先の事業者にお問い合わせするものであり、助成先の委託先は提出不要です。